

平成30年度 第8回中区協議会

会議資料

【協議事項】

- ア 第4次浜松市地域福祉計画（案）のパブリック・コメント実施について
- イ 浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）のパブリック・コメント実施について

【報告事項】

- ア 中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について

平成30年12月26日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	第4次浜松市地域福祉計画（案）のパブリック・コメント実施について		
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○背景 平成26年3月に策定した地域福祉推進の指針となる「第3次浜松市地域福祉計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みを検証するとともに、地域福祉を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ「第4次浜松市地域福祉計画」を策定するもの。</p> <p>○現状 市民アンケート・意見交換等からのニーズの抽出、改正社会福祉法との整合性について検討した上で、次期計画の目標像、施策の柱等を考案した。</p>		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>○計画期間 平成31年度～平成35年度の5年間</p> <p>○目標像 第3次計画の目標像から一部修正し、「みんながいきいきと『関わり』を持って、つながり支え合う地域づくり」とし、地域住民同士、専門機関同士の繋がり強化を目指す。</p> <p>○施策の柱 人づくり、支え合いづくり、困っている人を包括的に支援する体制づくりの視点から3つの柱で推進していく。 特に、困っている人を包括的に支援する体制づくりの視点については、様々な分野の部局や相談支援機関同士の連携の充実を図るための新たな施策を進めていく。</p> <p>○案の公表及び意見募集期間 平成30年12月17日（月）から平成31年1月15日（火）まで</p> <p>○案の公表先 福祉総務課、市政情報室、区役所、協働センターなどにて配布 市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）</p> <p>○市の考え方公表時期（予定） 平成31年3月</p>		
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	施行時期（予定）：平成31年4月		
担当課	福祉総務課		

1. 策定にあたって（P1、P23）

現状・背景	課題・今後取り組むべき事項
<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化・人口減少の進展 社会的孤立・格差の増加、複雑化した問題の増加、住民同士の関わり希薄化 社会福祉法の改正（H30.4.1施行） <ul style="list-style-type: none"> 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定（地域共生社会の実現） 包括的な支援体制づくりの努力義務規定 地域福祉計画が福祉分野の上位計画へ位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等の人材不足、後継者の不在 <ul style="list-style-type: none"> →地域福祉推進のための人づくり（意識醸成等） 住民関係の希薄化による地域の福祉力の脆弱化 <ul style="list-style-type: none"> →みんなで支え合う地域づくり（住民の困りごとの早期発見・解決等） 複雑化した課題等を抱える世帯増加への対策 <ul style="list-style-type: none"> →困っている人を包括的に支援する体制づくり（支援ネットワークの充実等）

策定の視点

- 改正社会福祉法において規定された「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するため、福祉分野の上位計画としての位置付けや包括的な支援体制の整備を進めます。
- 施策の柱、施策の方向性については、国が示す計画策定ガイドライン及び現計画の進捗状況、市民アンケート等から抽出したニーズを中心に検討し、決定します。
- リーディングプロジェクトについては、包括的な支援体制の整備を進めるために必要な施策を中心に検討します。

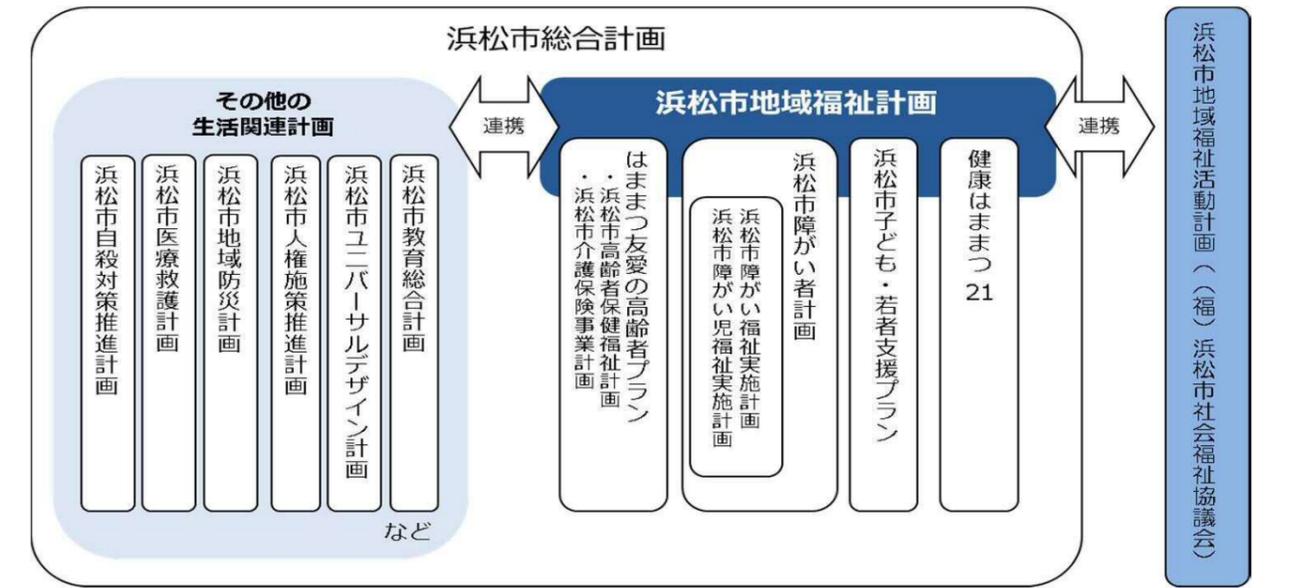
2. 趣旨（P16）

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。（根拠：社会福祉法107条）

3. 位置付け（P16、P17）

本計画は、地域という視点から、保健福祉分野の個別計画に共通した理念、方針、推進方向等を示し、各分野の横断的なつながりを強化するとともに、地域福祉における展開を総合的に推進する役割を担っています。（上位計画として、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載）

また、あらゆる地域における課題を解決するために、保健福祉分野のみならずその他の生活に関連する計画との連携を図ります。



4. (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり（P20）

(福) 浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進のための中核的な役割として、市民や民間団体との協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るため、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組みます。

市は、(福) 浜松市社会福祉協議会の体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援をし、強固な連携体制を構築する中で、地域福祉活動の活性化を図ります。

5. 施策体系（P25～）

【目標像】	【施策の柱】	【施策の方向性】
みんなが生き生きと「関わり」を持って つながり、支え合う地域づくり	1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり	(1)福祉意識の醸成 (2)人材育成への支援 (3)ユニバーサルデザインの推進
	2 幅広い住民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり	(1)住民主体の課題解決力の強化 (2)地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 (3)災害に強い地域づくり
	3 さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり	(1)新たな包括的な相談支援体制の構築 (2)福祉サービス提供者の育成・支援 (3)福祉サービスの適切な利用の促進

■主な変更点■

- 目標像について、国の施策である「地域共生社会の実現」との整合性を図るため、一部修正し、地域住民同士、専門機関同士の繋がりの強化を目指します。
 - 第3次「動く」
 - 第4次「つながり、支え合う」
- 施策の柱3について、市圏域での包括的な相談支援体制の整備を目指し、修正を行い、各分野の連携の推進を表現しました。各施策の方向性も、修正を行い、上位計画として共通して取り組むべき事項等の推進を図ります。
 - 第3次「必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり」
 - 第4次「さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり」

6. リーディングプロジェクト（P61～）

事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組みます。

取り組み	目的	内容
地区社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。 地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行います。 	<ol style="list-style-type: none"> 活動内容の充実に向けた基盤づくり 住民に身近な圏域で困りごとを発見・解決できる取り組みの推進 住民に身近な相談窓口設置の推進 多様な主体（社会福祉法人、企業、NPO法人等）の活動とのマッチング機能の充実
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会などの住民主体の地域福祉活動の活性化や、制度と制度の狭間にあり、既存の福祉サービスでは対応が難しい人への支援やその課題解決に向けた活動を促進します。 	<ol style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーの資質確保、活動環境の整備 制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実 各相談支援機関とのネットワークづくりの強化 地区社会福祉協議会への活動支援
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓「相談支援包括化推進員」を配置し、以下の1～5を実施 <ol style="list-style-type: none"> 解決困難な個別相談への対応 相談支援包括化ネットワークの構築 相談支援包括化推進会議の開催 自主財源の確保のための取り組み 新たな社会資源の創出

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）のパブリック・コメント実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経緯</p> <p>平成28年3月に公表した浜松市公共施設等総合管理計画において、「老人福祉センター等高齢者福祉施設については、施設利用の実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討していく」とした。</p> <p>指定管理期間（直営以外の施設）が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、平成30年度末を目途とし方向性を示すこととした。</p> <p>○現状・課題</p> <p>老人福祉センターは、老人福祉法に基づいた施設（老人福祉法第15条第1項）であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することを目的とする（同法第20条の7）とされている。</p> <p>高齢者人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡充や、高齢者の価値観・意識の多様化、利用者の固定化などの背景があり、施設の利用者数は減少している。</p>		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>○趣旨・目的</p> <p>老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「（仮称）多世代交流センター」へ転換する方針を策定する。</p> <p>○案の公表及び意見募集期間</p> <p>平成30年12月17日（月）から平成31年1月15日（火）まで</p> <p>○案の公表先</p> <p>高齢者福祉課、子育て支援課、教育総務課、市政情報室、区役所、老人福祉センター、子育て支援センター、協働センターなどにて配布</p> <p>市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）</p> <p>○市の考え方公表時期（予定）</p> <p>平成31年3月</p>		
備 考	平成31年5月（予定） 新条例制定		
担当課	高齢者福祉課		

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換する方針を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に公表された浜松市公共施設等総合管理計画において、「老人福祉センター等高齢者福祉施設については、施設利用の実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討していく」としました。 平成28年9月には、浜松市行政経営諮問会議からの答申において「高齢者福祉施設は今後、高齢者限定の施設として更新せず、他の民間や公共施設への機能移転・複合化を行い、多世代が利用可能な施設とすること」とされました。 直営以外の施設の指定管理期間が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、平成30年度末を目途とし方向性を示すこととしました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターは、老人福祉法に基づき設置することができる施設（老人福祉法第15条第1項）であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする（同法第20条の7）とされています。 高齢者人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡充や、高齢者の価値観・意識の多様化、利用者の固定化などの背景があり、施設の利用者数は減少しています。 老人福祉センターを高齢者及び子育て世代を利用対象に大広間、娯楽室、講座室等は個人や団体に無料で開放し、生きがいと健康づくり、生涯学習、世代間の交流などに利用していただくため、老人福祉センターの機能を継続するとともに子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換することとします。 子育ての経験や人生経験等が豊富な高齢者と子育て世代が交流することにより、子育て世代への支援だけでなく高齢者の生きがいづくりに繋がるなど、相乗効果が期待できることから、高齢者と子育て世代の交流の拠点となる施設とするものです。

見直しの方針（案）

- ・ 高齢者及び子育て世代を利用対象に、大広間、娯楽室、講座室等は個人、団体に無料で開放します。
- ・ 平成31年度末までに、子育て世代の受け入れ体制を整備します。
- ・ 飲酒については、全館禁止とします。
- ・ 浴室は平成31年度末をもって廃止し、多目的に利用できる講座室等へ計画的に改修を行います。
- ・ 雄踏老人福祉会館さつき荘は耐震基準を満たしていないため、平成31年度末をもって廃止します。

案のポイント
（見直し事項など）

施設名称	所在地	方針	
		施設	浴室
①老人福祉センターいたや	中区板屋町	複合化	廃止
②老人福祉センター竜西荘	東区中郡町	複合化	
③老人福祉センター湖東荘	西区和地町	複合化	
④老人福祉センター湖南荘	西区馬郡町	複合化	
⑤舞阪老人福祉センター	西区舞阪町	複合化	
⑥雄踏老人福祉会館さつき荘	西区雄踏町	廃止	
⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘	西区雄踏町	複合化	
⑧舞阪シニアプラザ陽だまり	西区舞阪町	複合化	
⑨老人福祉センター青龍荘	南区青屋町	複合化	
⑩老人福祉センター江之島荘	南区江之島町	複合化	
⑪老人福祉センター可美荘	南区増楽町	複合化	
⑫老人福祉センター萩原荘	北区初生町	複合化	
⑬浜北高齢者ふれあい福祉センター	浜北区小林	複合化	

関係法令・
上位計画など

関係法令：老人福祉法
関連計画：浜松市高齢者保健福祉計画

計画・条例等の
策定スケジュール
（予定）

平成30年12月17日	案の公表・意見募集開始
平成30年12月中旬～	区協議会
平成31年1月15日	意見募集終了
平成31年2月	案の修正・市の考え方の作成
平成31年3月	市議会厚生保健委員会へ報告
	意見募集結果及び市の考え方を公表
平成31年5月	新条例制定

平成31年度 中区地域力向上事業 『市民提案による住みよい地域づくり助成事業』提案募集要項

「地域力向上事業」とは？

「地域力向上事業」とは、区民の参加と協働により、区の特性を活かした事業や区の課題を解決する事業を実施することで、住みよい地域社会の実現を目指すものです。地域力向上事業は、次の3つの区分で構成されます。

<① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業>

団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

<② 区民活動・文化振興事業>

地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

<③ 区課題解決事業>

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

<①「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」>のうち、下記の「中区の地域課題」の解決につながる提案を募集します。

中区の将来像

「都市の顔 薫る文化の 中区」

中区は、都市の顔として、本市の発展をけん引する中心的役割を担うとともに、自然と調和の取れた魅力とにぎわいのある都市空間を形成し、歴史や文化の薫りを感じるまちを目指します。

中区の地域課題

①にぎわいと文化を育むまちづくり

- ・ 都市のイメージの向上及び都市の活性化と賑わいづくり
- ・ 貴重な自然や建造物と都市空間と調和による文化が薫る魅力的な空間の整備
- ・ 地域に根ざした文化や生涯学習・スポーツの振興等、創造的文化芸術活動の促進 など

②共生のところで優しさあふれるまちづくり

- ・ 共生・共助でつくる豊かな福祉社会の実現
- ・ 子どもの健やかな成長と安全で安心して子育てができる環境づくり
- ・ だれもが健康でいきいきと生活できる環境づくり など

③安心して快適に暮らせるまちづくり

- ・ 安全・安心な暮らしを確保するための防災・防犯対策への取組み
- ・ 都市部における高齢者世帯の増加に伴う地域コミュニティの再構築
- ・ 快適な都市空間の形成 など

1 応募資格

3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他のグループで、申請時点で市税の未納がない団体。ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
 - (2) 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
 - (3) その他公序良俗に反する団体
- ※団体の活動内容がわかるもの（定款・規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿）を確認させていただく場合があります。

2 対象事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業で、平成31年度に中区内で実施するもの

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善・生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

3 対象外事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 浜松市の他の補助金（例：みんなのはままつ創造プロジェクト）等の支援を受ける事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- (6) 過去に不採択とされた事業
- (7) 過去に3回採択した事業（3回目までは対象になります）
- (8) 中区以外の区にも提案する事業

4 補助率・補助限度額など

●補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査したうえで決定します（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。

※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。

●補助対象経費：別表（P4）のとおり

●補助限度額：上限200万円

●交付時期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

5 事業ヒアリング

- ・提案いただいた事業について、ヒアリングを行います（平成31年2月中旬の予定です）。日時は、募集の締め切り後に調整させていただきます。
- ・ヒアリングでは、提案者から事業の概要について説明をいただくとともに、中区行政推進会議（※1）のメンバー及び中区協議会（※2）委員から質疑をします。（1団体15分程度）
 - ※1：中区長、副区長、区調整官及び中区役所各課長による会議
 - ※2：地方自治法及び市条例に基づき各区に設置される附属機関（各種団体の代表者等）

6 事業の決定

- ・提案いただいた事業は、中区協議会の意見を踏まえ、中区行政推進会議で独自性、公益性、必要性、効果などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。
- ・採択・不採択は、平成31年3月上旬に郵送により通知する予定です。
- ・採択となった場合は、改めて補助金申請の手続き（予算書等の作成、提出）が必要です。

【過去の主な不採択理由】

- ・商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

7 応募方法

次の提出書類を中区役所区振興課に直接提出（郵送、FAX 及びEメール不可）してください。提出にあたっては、浜松市地域力向上事業実施要綱をご確認ください。

●提出書類（浜松市ホームページ>中区>地域力向上事業 からMs-Word版をダウンロード可）

- ・ 事業提案書（第1号様式）
- ・ 収支予算書（第2号様式）
- ・ 団体の概要書（第3号様式）
- ・ 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ・ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者のみ）

●募集期間

平成30年12月14日（金）～ 平成31年2月1日（金）【必着】

※応募に必要な書類を作成した後、1月30日（水）までに中区区振興課へ事前相談してください。

●提出先

中区役所区振興課（浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階）

※午前8時30分から午後5時15分まで受け付けします（土日・祝日、12月29日から1月3日までを除く）。

●問い合わせ

- ・電話番号：053-457-2210（中区役所区振興課直通）
- ・Eメール：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

8 事業の評価

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

<別表 補助対象経費>

経費区分	備考
報償費	団体構成員以外の出演者等に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。
賃金	特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とし、団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費	宿泊費については、1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外） ※ 宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。 交通費については、出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を補助対象とする。 事業実施のための視察旅費は補助対象外とする。
需用費	消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とする。 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とする。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は補助対象外とする。
役務費	
委託料	事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 見積は原則3者以上から徴収するものとする。
使用料及び賃借料	
原材料費	特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
※すべて事業実施に直接係る経費とする。 ※領収書を徴することができないものは補助対象外とする。 ※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。	